

市長への「手紙・FAX・電子メール」

## あなたの「声」をお聴かせください

「市長への手紙・FAX・電子メール」は、市民のみならずが日ごろ感じている市政に対する提言・要望・意見など「生の声」を幅広くお聴きし、今後の市政に反映させていくための制度です。

寄せられた提言などは担当課で協議したうえで市長に報告され、その後市長から書面で回答します。

「住所・氏名・電話番号」は必ずご記入ください。

なお、回答に要する期間は、事案によって2カ月程度かかる場合もありますのでご承願います。



「生の声」を市政に

また、これらに協賛制度に限らず、

担当課においても所管の事務事業に対する提言などをお受けしますので、市長からの回答を希望されない場合は、直接、担当課（不明な場合は市民相談所）へご連絡ください。

### 市長への手紙

市役所や公民館など市の公共施設や金融機関、農協などに所定の八ガキ（受取人払い）を設置しています。

### 市長へのFAX

〒112 成田国庫管内（0476局）

からであれば、フリーダイヤルのため料金はかかりません。

FAX番号は次のとおりです。  
0120 860 279

### 市長への電子メール

市のホームページ（下記アドレス）の「市長への電子メール」に接続していただければ、インターネットを通じて送信することができます。

みなさんから寄せられた主な内容と市の回答は、市のホームページ

## 便利な口座振替で

「今ならプレゼントが当たるキャンペーン実施中！」

国民年金保険料を、預金口座から振り替えられる口座振替にすればいかがでしょうか。

口座振替は安心！

あなたの口座から保険料が自動的に引き落とされるので、納め忘れの心配がなく安心です。

口座振替は便利！

納付のたびに金融機関に行く手間や手間が省けて便利です。手続きは簡単！

預金口座のある市内の金融機関

「市長へのメールQ&A」

で紹介しています。市のホームページは

市役所1階行政資料室でもご覧いただけます。

### アドレス

<http://www.city.narita.chiba.jp>

### FAX

0120-860-279

くわしくは市民相談所（☎201507）へ。

### 国民年金保険料の納付

（郵便局は除く）に申し込んでください。必要なものは通帳、届出印、国民年金保険料納入通知書です。

現在、この口座振替を促進するため、手続きをした人や既に口座振替で保険料を納めている人の中から、毎月抽選で110人に、DVDプレイヤー・体脂肪計付ヘルスメーター・パーペキューコンロ・携帯電話ストラップが当たるキャンペーンを実施中です。希望

者はふるって応募ください。

応募方法「金融機関または保険年金課（市役所1階）に備え付けの専用応募八ガキに必要事項を記入して郵送してください。

応募締切日「平成14年2月5日（火）（当日消印有効）」

当選発表「賞品の発送をもって代えます。」

応募先・問い合わせは、〒260 8608 千葉市中央区弁天町210 3 大宗北口ビル4階 千葉社会保険事務局年金課「口座振替キャンペーン」(☎043 207 8845)へ。

## 今月の納税

国民健康保険税（第5期分）

介護保険料（第5期分）

納期...11月16日（金）～30日（金）

国民健康保険税・介護保険料は必ず納期内に納めましょう。くわしくは保険年金課（☎20 1526）へ。

# 相談日

市民相談所(☎20-1507)

市民(行政)相談

月～金曜日 8時30分～5時

市民生活相談(家事・民事)

月・木曜日 9時～4時

法律相談(予約制)水曜日 1時～4時

(裁判所で係争中の事件は除く)

人権・行政合同相談

15日(木) 10時～3時

不動産相談 20日(火) 10時～正午

税務相談 20日(火) 10時～3時

外国人相談

22日(木) 1時～4時

(英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)

商工観光課(電話は各相談室へ)

女性就業相談 水・金曜日 10時～4時

(23日・28日・30日を除く)

(☎22-1111・内線2724市役所2階相談室)

高齢者職業相談 月～金曜日 9時～4時

(☎22-1111・内線2725市役所2階相談室)

住宅相談 12月13日(木) 10時～正午

(☎22-2101・成田商工会議所)

パートサテライト(☎22-8281)

パートタイマー職業相談

月～金曜日 9時～4時

消費生活センター(☎23-1161)

消費生活相談 月～金曜日 10時～4時

保険年金課(☎20-1526)

年金相談 水曜日 10時～3時

市民生活課(☎20-1527)

交通事故相談 12月4日(火) 10時～3時

社会福祉協議会(☎20-1574)

心配ごと相談 木曜日 10時～3時

酒害相談 15日(木) 9時～正午

児童家庭課(☎20-1538)

家庭児童相談 月～金曜日 9時～4時

厚生課(☎20-1536)

戦没者遺族相談 26日(月) 10時～3時

教育指導課(☎20-1582)

就学相談(予約制)月・火・木曜日 9時～5時

教育相談室(☎28-3234)

(ニュータウンセンタービル6階)

教育相談 月～金曜日 10時～5時

(不登校相談も)



捨て犬・捨て猫の禁止  
捨て犬・捨て猫による苦情が多く寄せられています。ペットは家族の一員です。決して捨ててはいけません。



一生大切に飼ってほしいな

捨て犬・捨て猫の禁止

捨て犬・捨て猫による苦情が多く寄せられています。ペットは家族の一員です。決して捨ててはいけません。

犬・猫による危害・被害があつては、飼い主が責任を負うべきである。11月1日から30日まで県下一斉に、「動物による危害防止対策強化月間」を実施します。動物を飼っている人は、次の事項を必ず守るようお願いいたします。

せん

動物をみだりに捨てること、動物の愛護及び管理に関する法律により罰せられます。

犬・猫の引き取り

やむを得ない理由により、どうしても飼えなくなった犬・猫については、動物愛護センターに引き

11月は「動物による危害防止対策強化月間」

## 動物を飼うときは愛情と責任をもって

取ってもらう方法もあります。

避妊・去勢のすすめ

犬や猫を飼っている人で、繁殖を希望しない人は、避妊・去勢の手術をお勧めします。

犬の放し飼いはしない

犬の放し飼いは、人への危害や農作物の被害の原因となります。犬の放し飼いは絶対にしないでください。

犬のこころ傷届

飼い犬が人をかんだときは、飼い主が保健所に届け出する義務があります。

犬の散歩

犬の散歩は引き綱をつけて、犬の急な動きを制御できる人が行うようにし、犬の排せつ物は飼い主の責任で必ず始末してください。また、猫についても他人の敷地な



どで排せつすることのないよう、飼い主は十分注意してください。

危険な動物の飼養許可

ニホンザル、カニクイザルなど危険な動物に指定されている動物を飼育する場合は、知事の許可が必要です。

くわしくは佐倉保健所(☎043-483-1137)または県動物愛護センター(☎935711)へ。

## 車と暖房は控えめに

窒素酸化物に係る冬期対策

冬は大気が多量に、空気が汚れます。千葉県および県内市町村は、11月から来年の1月までを「窒素酸化物に係る冬期対策」実施期間とし、特に水曜日は交通量を減らす日としました。

ことしのキャッチフレーズは「千葉のそら みんなの力で さわやかに」です。きれいな空を守るため、次のことに協力ください。

水曜日は自動車の使用(マイカー通勤や買い物への自動車の使用)を控えましょう。

暖房機器の温度設定を低め(20度)にしましょう。

くわしくは環境対策課(☎201532)へ。